



石巻市と株式会社マイナビフットボールクラブとの スポーツ交流活動等に関する協定書

石巻市（以下「甲」という。）と株式会社マイナビフットボールクラブ（以下「乙」という。）は、第1条に定める目的を達成するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙がそれぞれの持つ人材、知識、情報などの資源を活用して相互に協力することにより、スポーツ文化の振興をはじめ、スポーツを通じた健康増進や青少年の健全育成を図るとともに、地域の活性化に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携して実施する。

- (1) スポーツ振興に関すること。
- (2) 市民の健康増進に関すること。
- (3) 青少年の健全育成に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲及び乙は、当該事項の実施について協議を行うものとする。この場合において、具体的な実施事項については、甲及び乙が合意の上、決定する。

（経費負担）

第3条 甲及び乙は、本協定に定める事項の実施に係る経費の負担や甲の施設利用料について、その都度協議し、決定するものとする。

（情報保護）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく事業の実施に当たり、相手方から知り得た秘密情報（公知の情報を除く。）を他に漏らしてはならず、又は本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、本協定の終了後においても効力を有する。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも書面による終了の意思表示がない場合には、本協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第6条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（疑義等の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通ずつ保有する。

令和4年3月29日

甲 宮城県石巻市穀町14番1号
石巻市長 齋藤正美



乙 宮城県仙台市泉区明通1-1-2

マイナビ仙台レディース棟

株式会社マイナビフットボールクラブ

代表取締役社長 粟井俊介

